

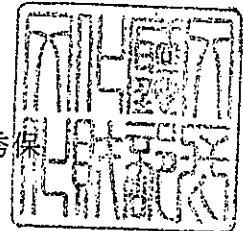


30 庁財第 227 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各指定都市市長

文化庁文化財部長

山崎 秀保



(印影印刷)

平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて（通知）

平成 30 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 30 年政令第 211 号。以下「政令」という。）が、本年 7 月 14 日に公布、施行されました。これに伴い、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、御了知の上、事務の取扱いに遺漏のないようお取り計らいただくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 本政令は、平成 30 年 7 月豪雨による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定し、同法第 3 条から第 5 条までに規定する特別措置の適用について定めたものである。
- 2 政令第 1 条、第 2 条及び第 4 条により、平成 30 年 6 月 28 日以後に履行期限の到来する義務について、平成 30 年 7 月豪雨により期限内に履行されなかった場合において、平成 30 年 9 月 28 日までに履行されたときは、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）

は問われないこととされた。

- 3 これを受けて、文化財保護法に関する事務については、以下に掲げる義務について、上記2の取扱いをすることとする。
- 一 文化財保護法第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第59条第6項（第90条第3項で準用する場合を含む。）に規定する義務
 - 二 文化財保護法第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第61条（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第73条（第149条で準用する場合を含む。）、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第136条に規定する義務
 - 三 文化財保護法第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第1号）第8条第3項及び第4項又は第9条第4項に係るもの
 - 四 文化財保護法第62条（第90条第3項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）第12条第3項及び第4項に係るもの並びに登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成17年文部科学省令第8号）第12条第3項及び第4項に係るもの
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務については、同法第17条第1項に規定する義務について、上記2の取扱いをすることとする。

（文化財保護法についての照会先）

文化庁文化財部伝統文化課企画係

TEL:03-5253-4111（内線2864）

FAX:03-6734-3820

（銃砲刀剣類所持等取締法についての照会先）

文化庁文化財部美術学芸課企画係

TEL:03-5253-4111（内線3154）

FAX:03-6734-3821

差替え

平成30年7月14日
内閣府（防災担当）



「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行について

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成30年7月豪雨においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であるとともに、未だ多くの被災者が避難生活を余儀なくされて、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興にはなお時間を要することが見込まれるところ。
- このように大規模な非常災害である「平成30年7月豪雨による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 平成30年7月豪雨による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条、政令第1条）
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（政令第2条）

① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条、政令第3条）

特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を平成30年11月30日まで延長することができること。

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条、政令第4条）

薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても平成30年9月28日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないとすること。

③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条、政令第5条）

特定非常災害により債務超過となった法人に対しては、支払不能等の場合を除き、平成32年6月26日まで破産手続開始の決定をすることができないこと。

④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例（法第6条、政令第6条）

特定非常災害発生日に災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄すべき期間を平成31年2月28日まで伸長すること。

⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条、政令第7条）

災害

災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の地震に起因する民事に関する紛争について、平成33年5月31日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とする。

3 スケジュール

- 平成30年7月14日（土） 閣議決定
同日 公布・施行

(連絡先)

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

担当：安藤、山下

電話：03-3501-5191（直通）

参事官（総括担当）付

担当：高橋、井上

電話：03-3501-5408（直通）